

参 考 資 料

様式 3 「設計要綱及び評価対象部位納まり図」の 作成例

前提：設計要綱の欄の文章は、あくまでも参考として作成したものであり、申請される型式の種類、内容によっては、この作成例どおりに申請資料を作成すれば必ずしも適合するとは限りません。
設計要綱の文章内容詳細は、本来申請者が独自に定めるものです。

各設計要綱に適合することが容易に確認できる概念図は、本参考資料において添付省略とします。

なお、本作成例は「等級 3」の申請を想定しています。

設計要綱および評価対象部位納まり図【専用配管 等級3】

1. 設計要綱

平成13年国土交通省告示 第1347号 評価方法基準	設 計 要 綱
<p>専用配管が、壁、柱、床、はり及び基礎の立ち上がり部分を貫通する場合を除き、コンクリート内に埋め込まれていないこと。</p> <p>説明：これら設計要綱に適合することが確認できる図面提出が必要！</p>	<p>左記評価方法基準を満足するため、以下の事項を設計要綱として定める。</p> <p>1)専用配管は、基礎立ち上がり部又は壁以外の部分で貫通させない。なお、貫通部分(局部的で断面欠損が小さくなるように貫通)がコンクリートである場合は、当該貫通部をスリーブ構造とし、コンクリート内に埋め込まない。</p> <p>ベタ基礎の場合は給水管に限り、さや管ヘッダー工法に限定し、さや管部分を基礎貫通部に埋設する。</p> <p>2)配管周辺のコンクリートの除去を伴わずに当該配管の点検、補修が行える方法とし以下のようなことは行わない。</p> <ul style="list-style-type: none">・配管まわりに直接コンクリートを打設すること。・コンクリートで遮蔽されたボイド内に配管を直接設置すること。・配管をコンクリートブロック・レンガ等で完全に隠蔽すること。・その他これらに類すること。

2. 評価対象部位納まり図

次ページ以降に添付。

提出図：

コンクリート貫通部分の詳細図（排水管、給水管、給湯管、ガス管の順番でそれぞれ提出）

- 1) 2)代表プラン図 として提出したプランのコンクリート貫通部分の貫通処理を示す詳細図
- 2)上記1)以外に型式範囲として含めようとするコンクリート貫通部分の貫通処理を示す詳細図

その他、設計要綱として定めた事項を容易に確認できる図面

設計要綱および評価対象部位納まり図【専用配管 等級3】

1. 設計要綱

平成13年国土交通省告示 第1347号 評価方法基準	設 計 要 綱
<p>地中に埋設された管(4-2において「地中埋設管」という。)の上にコンクリートが打設されていないこと。ただし、当該コンクリートが建築物の外部に存する土間床コンクリートその他構造躯体に影響を及ぼすことが想定されないものである場合及び他の法令(条例を含む。)の規定により、凍結のおそれがあるとして配管を地中に埋設する場合には、この限りでない。</p>	<p>左記評価方法基準を満足するため、以下の事項を設計要綱として定める。</p> <p>1)地中に埋設された管の上にコンクリートを打設しない。ただし、建築物の外部に存する土間床コンクリートその他構造躯体に影響を及ぼすことが想定されないもの(構造躯体と一体とみなされない土間コンクリート、防湿コンクリート等をいう。)については、この限りでない。</p> <p>2)布基礎に限り、寒冷地における給水管で他の法令(条例を含む)により地中埋設深度が規定されており、当該深度が建物に対する凍結深度と等しいか又は深い場合は、基礎の底板より下に給水管を埋設する。</p>

説明：これら設計要綱に適合することが確認できる図面提出が必要！

2. 評価対象部位納まり図

次ページ以降に添付。

提出図：

地中埋設管(排水管、給水管、給湯管、ガス管の順番でそれぞれ提出)周辺断面図

- 1) 2)代表プラン図 として提出したプランの地中埋設管周辺断面図
- 2) 上記 1)以外に型式範囲として含めようとする地中埋設管周辺断面図

その他、設計要綱として定めた事項を容易に確認できる図面

設計要綱および評価対象部位納まり図【専用配管 等級3】

1. 設計要綱

平成13年国土交通省告示 第1347号 評価方法基準	設 計 要 綱
共同住宅等にあつては、 評価対象住戸の専用配管 が他住戸の専用部分に設 置されていないこと。	左記評価方法基準を満足するため、以下の事項を設計要綱として定める。 1) 評価対象住戸の専用配管を、他の専用部分に配管しない 2) 下階の住戸や隣接する住戸の専用部分に、評価対象住戸の専用配管を 設置、接続しない。

説明：これら設計要綱に
 適合することが確
 認できる図面提出
 が必要！

2. 評価対象部位納まり図

次ページ以降に添付。

提出図：

- 専用配管（排水管、給水管、給湯管、ガス管の順番で提出）配置図、床下配管の納まり図
- 1) 2) 代表プラン図 として提出したプランの専用配管配置図、床下配管の納まり図
 - 2) 上記 1) 以外に型式範囲として含めようとする専用配管配置図、床下配管の納まり図

その他、設計要綱として定めた事項を容易に確認できる図面

設計要綱および評価対象部位納まり図【専用配管 等級3】

1. 設計要綱

平成13年国土交通省告示 第1347号 評価方法基準	設 計 要 綱
<p>専用の排水管(継ぎ手及びヘッダーを含む。)の内面が、清掃に影響を及ぼさないように平滑であり、かつ、当該排水管が清掃に影響を及ぼすようなたわみ、抜けその他変形が生じないように設置されていること。</p>	<p>左記評価方法基準を満足するため、以下の事項を設計要綱として定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 専用の排水管(継ぎ手のほか、設備機器に付属する排水トラップ直前までを含む。以下同じ。)は、内面が清掃に影響を及ぼさないように平滑であるものを使用する。 2) 専用の排水管と継ぎ手の接合部内面は、段差が生じないように接合し、接合方法は接着接合、ネジ接合、又はメカニカル接合とする。 3) 使用する専用の排水管、継ぎ手、配管サポート、その他は表1のものとする。 4) 屋内に配管する横主管、横枝管は、平常時及びつまり等による管閉塞時の配管及び排水の自重によりたわまないよう、表2に従い、配管サポートを用いて建物側又は底盤コンクリートに容易に変形、破損及び移動等が無いように確実に固定する。

説明：これら設計要綱に適合することが確認できる図面提出が必要！

表1：使用する専用の排水管、継ぎ手、配管サポート、その他の材料仕様一覧表

No	種類	材質	サイズ	対応規格番号等
1	屋外排水管、屋外排水管	V P (硬質塩化ビニル管)	40	JIS K 6741
			50	
			65	
			75	
			100	
			125	
			150	
2	継ぎ手	V P (排水用硬質塩化ビニル管継ぎ手)	40	JIS K 6739
			50	
			65	
			75	
			100	
			125	
			150	
3	配管サポート	鋼製(電気亜鉛メッキ仕上げ)または SUS304 製	HASS 010-2000	
4	排水ます	300
5
6
7

HASS とは、空気調和・衛生工学会規格

表 2：排水横管の支持間隔及び勾配一覧表

No	サイズ	支持間隔	勾配
1
2
3
4

2. 評価対象部位納まり図

次ページ以降に添付。

提出図：

2)代表プラン図 として提出したプランの敷地内最終ますから設備機器に付属する排水トラップ直前までに使用される排水管・継手等の接合部詳細断面図（接合状態の断面図で著しい段差が生じていないことが確認できる断面図）

のほか、敷地内最終ますから設備機器に付属する排水トラップ直前までに使用される排水管・継手等の接合部詳細及び断面図（接合状態の断面図で著しい段差が生じていないことが確認できる断面図）を、表 1 の仕様一覧表で組み合わせが想定されるもの全て提出して下さい。

以下の設備機器種類毎にそれぞれ A 4 サイズで 1 枚以上、排水トラップと排水管の接合部詳細図及び断面図（接合状態の断面図で著しい段差が生じていないことが確認できる断面図）に材質を併せて記載した図面を添付して下さい

- 1) 便所【大便器（適用される便器の種類[洋風便器、和風便器、小便器]）】
- 2) 浴室ユニット
- 3) 台所流し
- 4) 洗面化粧台
- 5) 洗濯機防水パン
- 6) その他、適用される排水器具

その他、設計要綱として定めた事項を容易に確認できる図面

設計要綱および評価対象部位納まり図【専用配管 等級3】

1. 設計要綱

平成13年国土交通省告示 第1347号 評価方法基準	設 計 要 綱
<p>専用の排水管には、掃除口が設けられているか、又は清掃が可能な措置が講じられたトラップが設置されていること。ただし、便所の排水管で当該便所に隣接する排水ます又は共用立管に接続するものにあつては、この限りでない。</p>	<p>左記評価方法基準を満足するため、以下の事項を設計要綱として定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 専用の排水管には、清掃が可能な措置が講じられたトラップを設置する。なお、容易に掃除ができない配管には、治具が容易に挿入できる掃除口を設ける。 2) 便所に設置する便器は固定ネジを外すことにより容易に取り外し可能な構造の洋風大便器に限る（洋風大便器を取り外したことにより露出する排水管を掃除口とみなす。） 3) 屋外に設置する排水ますは、一般的な掃除用具を用いて設備機器まで容易に掃除可能なものとし、これを掃除口とみなす。これに関し、設備機器と排水ますを接続する横引き配管は m以内とする。

説明：これら設計要綱に適合することが確認できる図面提出が必要！

2. 評価対象部位納まり図

次ページ以降に添付。

提出図：

以下の設備機器種類毎にそれぞれA4サイズで1枚以上、清掃が可能な措置が講じられた排水トラップにあつてはその詳細図と材質について記述された図面を添付して下さい。

- 1) 便所【大便器（適用される便器の種類[洋風便器、和風便器、小便器]）】
- 2) 浴室ユニット
- 3) 台所流し
- 4) 洗面化粧台
- 5) 洗濯機防水パン
- 6) その他、適用される設備機器

その他、設計要綱として定めた事項を容易に確認できる図面

設計要綱および評価対象部位納まり図【専用配管 等級3】

1. 設計要綱

平成13年国土交通省告示第1347号 評価方法基準	設計要綱
<p>設備機器と専用配管(ガス管を除く。)の接合部並びに専用配管のバルブ及びヘッダー(以下_において「主要接合部等」という。)又は排水管の掃除口が仕上げ材等により隠蔽されている場合には、主要接合部等を点検するために必要な開口又は掃除口による清掃を行うために必要な開口が当該仕上げ材等に設けられていること。</p> <div data-bbox="130 943 504 1126" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>説明：これら設計要綱に適合することが確認できる図面提出が必要！</p> </div>	<p>左記評価方法基準を満足するため、以下の事項を設計要綱として定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)設備機器と専用配管(ガス管を除く。)の接合部並びに専用配管のバルブ及びヘッダー(排水管を除く。なお、以下「主要接合部等」という。)又は排水管の掃除口、容易に取り外し可能な排水トラップが仕上げ材等により隠蔽されている場合には、主要接合部等を点検するために必要な開口又は掃除口による清掃を行うために必要な開口を当該仕上げ材等に設ける。 2)「設備機器と専用配管(ガス管を除く。)の接合部」とは、水廻り各所(台所、浴室、洗面所、洗濯機置き場、便所等)に設置する水栓類と、配管工事により設置される給水管、給湯管、又は排水管との接合部とする。なお、建築工事と配管工事の区分により発生する接続部、及び点検又は清掃のための開口は、設備機器毎に以下 から までのとおりとする。 3)給水管、給湯管がバルブヘッダーの場合は、点検のための開口設置を当該部位に近接した位置とする。 4)複数の設備機器との接合部が近接している場合には、点検のために必要な開口を集約して、1つの開口で複数箇所の点検に供することができる。 5)床や壁の一部をビス止めにする等により、床や壁の一部を取り外し可能とした場合は、当該箇所を点検口とすることができる。 6)その他、設備機器毎に以下の仕様とする。 <p>便器： ネジを取り外すことにより容易に取り外し可能な構造の洋風大便器に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水管： 接合部は、床面より上部とする(排水管との接合部点検開口不要)。また、便器を取り外すことにより排水管が床面より上部で露出し、露出した排水管より容易に清掃が可能である。 ・給水管： 接合部は、便所内床面または壁面以降、便器給水タンク側へ便所内で露出した部分とする。従って、点検用開口は不要とする。 <p>浴室： 浴室は浴室ユニットに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水管： 接合部は、浴室ユニット内の排水トラップ接合部とする。この接合部点検のために、隣室床面に点検用開口を設ける(洗濯機用防水パン下に設置する点検用開口と兼用する場合がある。)排水管の清掃は、浴室ユニット内のトラップを分解することにより掃除治具を容易に挿入可能な構造とする。 ・給水管及び給湯管： 接合部は、浴室ユニット範囲内とする。この接合部付近の浴室ユニット内側面に、接合部点検用開口を設ける。 <p>台所流し及び洗面化粧台</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水管： 接続部はトラップ直下とする。また、接続部はキャビネット扉を開けた状態で露出している構造に限ることとし、接合部が容易に点検可能な構造とする。 清掃は、トラップが取り外し容易なものとし、容易に掃除治具が挿入可能な構造とする。 ・給水管及び給湯管 接続部はキャビネット扉を開けた状態で露出した部分とする(キャビネット扉を開けた状態で点検が容易な構造とする。) <p>洗濯機用給水管及び給湯管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給水管及び給湯管： 接合部は壁面する。室内に露出のため接続部点検用開口は設けない。 <p>洗濯機用防水パン：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水管 接合部は床面より下のトラップ出口とする。接合部点検用に防水パン直下の床面に点検用開口を設ける(防水パンを取り外して点検を行う。)

2. 評価対象部位納まり図

次ページ以降に添付。

提出図

以下の設備機器等と専用配管の接合部毎にそれぞれA 4 サイズで 1 枚以上図面を添付して下さい。

- 1) 便所（便器の排水管接合部、給水管接合部と、手洗器の排水管接合部、給水管接合部）
- 2) 浴室ユニット（排水管接合部、給水管接合部、給湯管接合部）
- 3) 台所流し（排水管接合部、給水管接合部、給湯管接合部）
- 4) 洗面化粧台（排水管接合部、給水管接合部、給湯管接合部）
- 5) 洗濯機防水パン（排水管接合部）
- 6) 洗濯機用給水栓（給水管接合部、給湯管接合部）
- 7) その他、適用される設備機器（排水管管接合部、給水管接合部、給湯管管接合部）

掃除口が専用配管途中に設けられる場合で、仕上げ材等により隠蔽されている場合は、当該掃除口より清掃を行うために必要な開口（設置プランと開口の詳細図）

専用配管のバルブ、ヘッダーの点検に必要な開口の図面（仕上げ材等により隠蔽されている場合、露出している場合は露出していることが確認できるプラン図等）

その他、設計要綱として定めた事項を容易に確認できる図面

設計要綱および評価対象部位納まり図【共用配管 等級3】

1. 設計要綱

平成13年国土交通省告示 第1347号 評価方法基準	設 計 要 綱
<p>共用配管が、壁、床、柱、はり又は基礎の立ち上がり部分を貫通する場合を除き、コンクリート内に埋め込まれていないこと。</p>	<p>左記評価方法基準を満足するため、以下の事項を設計要綱として定める。</p> <p>1) 共用配管は、基礎立ち上がり部以外の部分で貫通させない。なお、貫通部分(局部的で断面欠損が小さくなるように貫通)がコンクリートである場合は、当該貫通部をスリーブ構造とし、コンクリート内に埋め込まない。</p> <p>2) 配管周辺のコンクリートの除去を伴わずに当該配管の点検、補修が行える方法とし以下のようなことは行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配管まわりに直接コンクリートを打設すること。 ・ コンクリートで遮蔽されたボイド内に配管を直接設置すること。 ・ 配管をコンクリートブロック・レンガ等で完全に隠蔽すること。 ・ その他これらに類すること。

説明：これら設計要綱に適合することが確認できる図面提出が必要！

2. 評価対象部位納まり図

次ページ以降に添付。

提出図：

コンクリート貫通部分の詳細図（排水管、給水管、給湯管、ガス管の順番でそれぞれ提出）

- 1) 2)代表プラン図 として提出したプランのコンクリート貫通部分の貫通処理を示す詳細図
- 2) 上記 1)以外に型式範囲として含めようとするコンクリート貫通部分の貫通処理を示す詳細図

その他、設計要綱として定めた事項を容易に確認できる図面

設計要綱および評価対象部位納まり図【共用配管 等級3】

1. 設計要綱

平成13年国土交通省告示 第1347号 評価方法基準	設 計 要 綱
<p>共用の地中埋設管の上にコンクリートが打設されていないこと。ただし、建築物の外部に存する土間床コンクリートその他構造躯体に影響を及ぼすことが想定されないものである場合及び他の法令(条例を含む。)の規定により、凍結のおそれがあるとして配管を地中に埋設する場合については、この限りでない。</p>	<p>左記評価方法基準を満足するため、以下の事項を設計要綱として定める。</p> <p>1)地中に埋設された管の上にコンクリートを打設しない。ただし、建築物の外部に存する土間床コンクリートその他構造躯体に影響を及ぼすことが想定されないもの(構造躯体と一体と見なされない土間コンクリート、防湿コンクリート等をいう。)については、この限りでない。</p> <p>2)給水管に限り、他の法令(条例を含む)により、地中埋設深度が規定されており、当該深度が建物に対する凍結深度と等しいか又は深い場合は、基礎の底板より下に給水管を埋設する。</p>

説明：これら設計要綱に適合することが確認できる図面提出が必要！

2. 評価対象部位納まり図

次ページ以降に添付。

提出図：

地中埋設管(排水管、給水管、給湯管、ガス管の順番でそれぞれ提出)周辺断面図

- 1) 2)代表プラン図 として提出したプランの地中埋設管周辺断面図
- 2) 上記1)以外に型式範囲として含めようとする地中埋設管周辺断面図

その他、設計要綱として定めた事項を容易に確認できる図面

設計要綱および評価対象部位納まり図【共用配管 等級3】

1. 設計要綱

平成13年国土交通省告示 第1347号 評価方法基準	設 計 要 綱
共用の排水管には、共用立管にあつては最上階又は屋上、最下階及び3階以内おきの中間階又は15m以内ごとに、横主管にあつては10m以内ごとに掃除口が設けられていること。	左記評価方法基準を満足するため、以下の事項を設計要綱として定める。 1)共用の排水管には、共用立管にあつては最上階又は屋上、最下階及び3階以内おきの中間階又は15m以内ごとに、横主管にあつては10m以内ごとに掃除口を設ける。

説明：これら設計要綱に適合することが確認できる図面提出が必要！

2. 評価対象部位納まり図

次ページ以降に添付。

提出図：

2)代表プラン図 として提出したプランの共用排水立て管掃除口配置図、横主管掃除口配置図の各掃除口周辺詳細図

その他、設計要綱として定めた事項を容易に確認できる図面

設計要綱および評価対象部位納まり図【共用配管 等級3】

1. 設計要綱

平成13年国土交通省告示 第1347号 評価方法基準	設 計 要 綱
<p>専用配管と共用配管の接合部及び共用配管のバルブ(以下において「主要接合部等」という。)又は排水管の掃除口が仕上げ材等により隠蔽されている場合には、主要接合部等を点検するために必要な開口又は掃除口による清掃を行うために必要な開口が設けられていること。</p>	<p>左記評価方法基準を満足するため、以下の事項を設計要綱として定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)専用配管と共用配管の接合部並びに共用配管のバルブ及びヘッダー(排水管を除く。なお、以下「主要接合部等」という。)又は排水管の掃除口が仕上げ材等により隠蔽されている場合(パイプシャフトの設置されている場合のほか、共用廊下天井内、ピロティ天井内などに、仕上げ材等で隠蔽されている場合も含む。以下同じ。)には、主要接合部等を点検するために必要な開口又は掃除口による清掃を行うために必要な開口を当該仕上げ材等に設ける。 2)清掃(清掃用具を用いる清掃)を行うために、排水管に設置された掃除口(垂直方向 15m以内・水平方向 10m以内の間隔で設置)から清掃用具を容易に挿入可能とするために、排水管に設置された掃除口が露出されているか、仕上げ材等により隠蔽されている場合には清掃を行うための必要な開口を確保する。 3)給水管、給湯管がバルブヘッダーの場合は、点検のための開口設置を当該部位に近接した位置とする。 4)複数の接合部が近接している場合には、点検のために必要な開口を集約して、1つの開口で複数箇所の点検に供することも可能とする。 5)床や壁の一部をビス止めにする等により、床や壁の一部を取り外し可能とした場合は、当該箇所を点検口とすることができる。

説明：これら設計要綱に適合することが確認できる図面提出が必要！

2. 評価対象部位納まり図

次ページ以降に添付。

2)代表プラン図 として提出したプランの専用配管と共用配管の接合部部分の図面を添付して下さい。

2)代表プラン図 として提出したプランの共用配管のバルブ、給水ヘッダーの点検に必要な開口の図面(仕上げ材等により隠蔽されている場合、露出している場合は露出していることが確認できるプラン図等)

その他、設計要綱として定めた事項を容易に確認できる図面

設計要綱および評価対象部位納まり図【共用配管 等級3】

1. 設計要綱

平成13年国土交通省告示 第1347号 評価方法基準	設 計 要 綱
<p>共用の排水管(継ぎ手及びヘッダーを含む。)の内面が、清掃に支障を及ぼさないように平滑であり、かつ、当該排水管が清掃に支障を及ぼすようなたわみ、抜けその他変形が生じないように設置されていること。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: fit-content; margin-top: 10px;"> <p>説明：これら設計要綱に適合することが確認できる図面提出が必要！</p> </div>	<p>左記評価方法基準を満足するため、以下の事項を設計要綱として定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)共用の排水管(継手、ヘッダーを含む)は、内面が清掃に影響を及ぼさないように平滑であるものを使用する。 2)共用の排水管と継手の接合部内面は、段差が生じないように接合し、接合方法は接着接合とする。 3)使用する専用の排水管、継手、配管サポート、その他は表1のものとする。 4)屋内共用部内に配管する横主管、横枝管は、平常時及びつまり等による管閉塞時の配管及び排水の自重によりたわまないよう、表2に従い、配管サポートを用いて建物側又は底盤コンクリートに容易に変形、破損及び移動等が無いように確実に固定する。

表1：使用する共用の排水管、継手、配管サポート、その他の材料仕様一覧表

No	種類	材質	サイズ	対応規格番号等
1	屋外排水管、屋外排水管	V P (硬質塩化ビニル管)	75	JIS K 6741
			100	
			125	
			150	
2	継手	V P (排水用硬質塩化ビニル管継手)	75	JIS K 6739
			100	
			125	
			150	
3	配管サポート	鋼製(電気亜鉛メッキ仕上げ)または SUS304 製	/	HASS 010-2000
4	排水ます
5
6
7

HASS とは、空気調和・衛生工学会規格

表2：排水横管の支持間隔及び勾配一覧表

No	サイズ	支持間隔	勾 配
1
2
3
4

2. 評価対象部位納まり図

次ページ以降に添付。

提出図：

2)代表プラン図 として提出したプランの専用配管との接続部から建物外部の最初のますまでの立管及び横主管に使用される排水管・継手等の接合部詳細断面図(接合状態の断面図で著しい段差が生じていないことが確認できる断面図)

その他、設計要綱として定めた事項を容易に確認できる図面

設計要綱および評価対象部位納まり図【共用配管 等級3】

1. 設計要綱

平成13年国土交通省告示 第1347号 評価方法基準	設 計 要 綱
<p>横主管が設置されている場合においては、当該配管ピット又は1階床下空間内に設けられ、かつ、人通孔その他当該配管に人が到達できる経路(専用部分に立ち入らないで到達できるものに限る。)が設けられていること。</p>	<p>左記評価方法基準を満足するため、以下の事項を設計要綱として定める。</p> <p>1)建物外部の最初のますまでの排水横主管、並びに共同住宅等の水平投影面積内に存ずる給水管、給湯管及びガス管の横主管は、当該配管ピット又は1階床下空間内に設け、かつ、人通孔その他当該配管に人が到達できる経路(専用部分に立ち入らないで、当該配管の維持管理を行う者の通行や機材搬入等を可能とする空間を有する経路に限る。)を設ける。</p> <p>2)開口として必要な寸法は、以下とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 矩形の場合 500mm × 500mm 以上のもの。 ・ 円形の場合 450mm 以上の円が内接できるもの。

説明：これら設計要綱に適合することが確認できる図面提出が必要！

2. 評価対象部位納まり図

次ページ以降に添付。

提出図：

2)代表プラン図 として提出したプランの共用横主管のピットまたは1階床下配管図、人通孔配置図と開口寸法

その他、設計要綱として定めた事項を容易に確認できる図面

設計要綱および評価対象部位納まり図【共用配管 等級3】

1. 設計要綱

平成13年国土交通省告示 第1347号 評価方法基準	設 計 要 綱
<p>共用配管が、専用部分に立ち入らないで補修できる位置(共用部分、住棟外周部、バルコニーその他それに類する部分をいう。)に露出しているか、又は専用部分に立ち入らないで補修が行える開口を持つパイプスペース内に設けられていること。</p> <p>説明：これら設計要綱に適合することが確認できる図面提出が必要！</p>	<p>左記評価方法基準を満足するため、以下の事項を設計要綱として定める。</p> <p>1)共用配管は、専用部分に立ち入らないで補修できる位置(共用部分、住棟外周部、バルコニーその他それに類する部分をいう。)に露出しているか、又は専用部分に立ち入らないで補修を行うことができる開口を持つパイプスペース内に設ける。 (共用配管の維持管理が専用部分に立ち入らない(専用部の居室内へ立ち入りを避ける)で行うことができること、及び共用配管の補修等が構造躯体並びに仕上げ材に影響を及ぼすことなくできるための措置を講じる。)</p> <p>2)「補修できる開口」は、不具合発生箇所の修理、部分的な配管・バルブ・継手等の交換のために、腕(この場合は両腕)及び器具・資材の挿入が可能なものとし、以下のとおりとする。 ・ 450mm以上の円が内接するもの。</p> <p>3)補修用の開口は、専用部に立ち入らないで補修が必要な部位に到達できる位置に設ける。</p>

2. 評価対象部位納まり図

次ページ以降に添付。

提出図：

2)代表プラン図 として提出したプランの建物共用部分、住棟外周部、バルコニーと配管の相関位置図、パイプスペース平面図、断面図、詳細図

その他、設計要綱として定めた事項を容易に確認できる図面